

地域の防災力を高めましょう！

自主防災組織運営の 手引

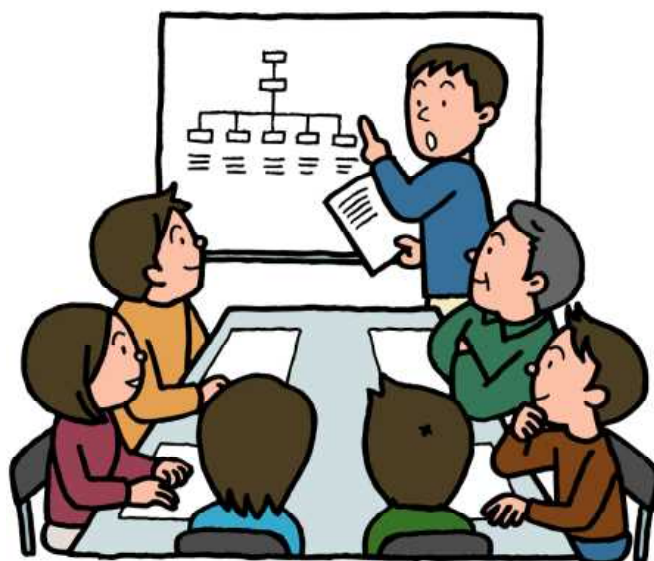
令和3年7月



大和郡山市

自主防災組織を結成したいのだが、運営方法がわからず、地域に説明ができない。以前より結成しているものの、長い間何もしていないので、どんな活動をしたらよいかわからない。そのようなお声に少しでもお答えするため、自主防災組織の役割について、まとめてみました。

なお、どんなに詳細な計画を策定しても、住民の意識や理解が深まっていなければ、絵に描いたモチになってしまいます。まずは、防災の基本である「身を守る、避難する」から始めていただき、その中で必要なことやモノを積み上げていただくことが大事だと思いますので、防災行事についても、肩肘張らず、レクリエーション感覚から入っていただき、地域のコミュニケーションの構築と並行して進めていただけたらと存じます。



防災の3つの要素「自助」「共助」「公助」のうち、

自主防災組織は、「共助」を担います。

よく自治会の皆様から

自主防災組織の仕事は何ですか？

何をしたら良いのですか？ と聞かれます。

防災の本などを読みますと、備蓄品や防災グッズの準備など費用のかかる話も含めたくさんの事項が書かれていて、どれから手を付けて良いか、迷ったあげく、自治会内の意見もまとまらない、ということもよくお聞きします。

自主防災組織の基本の仕事は、

地域住民が災害時に

- ① 「安否確認ができること」
- ② 「安全に避難すること」
- ③ 「避難所運営ができること」



この3点のうち、単独の自治会でできるのは、

①と②

地域において、①と②をスムーズにする避難計画を考えましょう。

※災害の時、自らの命を救うのは、

「自助」6割「共助」3割「公助」1割といわれます。このうち「共助」は地域の努力によって、伸びしろが大きい「助け」です。皆さんで力を合わせて、災害に強いまちをつくりましょう。

1、「避難計画」をつくろう！

*自治会による「避難計画」の策定の際は、
「防災における自治会の役割 避難計画をつくろう！（令和2年10月発行）」を参考にしてください。

災害時における避難の基本は 集团的・段階的避難です

なぜ、集团的避難が有効なのか？

①避難時の危険の軽減
地震などの災害発生時には、

- ・ 路上に倒壊建物、ブロック塀などやその部材の落下
- ・ 切断した電線の垂れ下がり
- ・ 地割れ、崖崩れ

などの危険がいっぱいです。このような状況で単独や子供連れなどで避難を行うと、あわててしまったり、危険を見落としたりして思わぬ事故が発生しかねません。近隣住民が集団で落ち着いて危険を察知しながら避難すれば、これらのリスクを軽減できます。



②避難時の要支援者・高齢者等の網羅
個別に思い思いに避難すると避難困難な方ばかりが取り残されがちになります。地域が集団で行動することで、これら避難行動要支援者と呼ばれる方々を比較的網羅することが可能です

③避難所での受付が自治会単位でできるため 避難住民の不安軽減や避難所の効率的運営も！

災害時住民の方が個々バラバラに避難所に逃げると、普段ご近所づきあいの少ない方にはお顔もわからず、避難所において孤独になりかねません。災害が発生した時に頼りになるのは、自治会のご縁、地縁です。例え市の避難所がすぐ近所でも、自治会が事前に集団で固まって、避難所受付することは住民の安心感に繋がります。



(1) 自治会における段階的避難場所 を決めましょう！

○段階的避難とは？

まず自治会の班などの小さな単位で集合して、段階的に合流しながら高次の避難所へと避難することです。

①一次避難場所を決めましょう！



- ・ 近隣の公園
- ・ 空き地
- ・ 道路の広がっている箇所
(車両通行等に注意願います)

※民有地の場合は事前に所有者の了解を得てください。

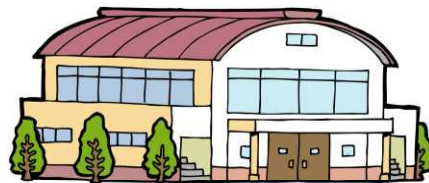
屋外避難の際、近隣住民がまず最初に集まる場所です。

10軒から20軒の班単位等ごとに集合し、住民の安否確認(後ページ参照)や意向確認(避難所or在宅等)を行います。住民が短時間で集まりやすく、かつ隣接地からの落下物や倒壊物の心配がなく、地盤のしっかりしたところを選定してください。

②二次避難場所を決めましょう！

- ・地域の集会所、公民館
- ・ミニ体育館など

※いずれも耐震性などの安全の確認ができているものに限りま



- ①で集まった班単位の避難住民が集合する場所です。
- 地元の福祉施設や企業と連携して、二次避難場所としているケースもあります。
- 二次避難場所は、高齢者や要支援者など市の災害時避難所への避難が困難な方の最終避難所とすることも考えられます。
- 二次避難場所を最終避難所として活用する場合は、防災委員等の中からいざ災害の際に当該避難所に残って運営に携わっていただく避難所管理責任者を決めた上で、お近くの市指定避難所もしくは市災害対策本部に状況報告（支援の要否、名簿、状況）を行ってください。
- このような二次避難場所への避難者の方（及び在宅避難住民も含め）も、市指定避難所に避難所外避難住民の登録を行えば、当該避難所と同等の食料日用品の支援を受けられます。自治会等で取りまとめた上で登録や当該物資の受け渡しなどを行ってください。

③どの市指定避難所に避難するかを決めましょう！

- 市指定避難所は防災マップに記載した小学校の体育館、幼稚園、公民館、城ホール、市民交流館などの46箇所の避難所です。このうち、社会福祉会館、老人福祉センター（ゆたんぽ）、奈良県立盲・ろう学校は、福祉避難所ですので、一般の避難者は受け入れできません。

また、国立県立の学校は二次的避難所になっており、一部施設では大災害などで市立の施設で避難者を受けきれない場合に限り開設する場合があります。

- 市では、市指定の災害時避難所について、どこの自治会がどこの避難所を使わねばならないということは決めておりませ



ん。一つの自治会でも、ブロックや班毎に違う避難所を選択した方がスムーズに避難できる場合もありますし、水害、土砂災害、地震、火災など災害の種類や発生場所によっても状況は変わってまいります。自治会内で住民の意見を集約しながら、どこの避難所に逃げるかを決めてください。



○自治会一括で避難所への入所手続きできるよう、できれば普段から準備をお願いします。

※上記は、大震災など全市的災害を想定しています。水害、火災などでは、想定被害地が局所的な場合や避難者数想定により、一部の災害時避難所のみ開設します。

※大災害時における市指定避難所の開設運営は、個々の自治会、自主防災組織だけではできません。自治連合会や校区内で事前に運営について、協議しておくことが必要です。(年度毎の市主催地区訓練で運営体制づくりを進めています。)なお、既に地区訓練を終えた地区の市指定避難所(筒井小学校・幼稚園、郡山南中学校、大和中央高校、南部公民館、治道小学校・幼稚園・地区公民館)の避難所運営マニュアルは市ホームページ(menuID検索2259)で公開されています。今後、地区訓練を通じて、他地区の避難所についても作成を進めてまいります。

④避難経路を決めましょう！

市では、市指定各避難場所までの避難経路については、指定しておりません。大地震などでは、建物や電柱の倒壊などで通行できない場合もあります。避難経路は下記のポイントを参考にしながら、念のため代替案も考えておきましょう。



○避難経路の決定

- ・一次避難場所までは個々の住民が自宅からのルートですので、個別に考えていただくものですが、自主防災組織においても住民への情報提供をお願いします。
- ・自治会の班などで決めなければならないのが、一次避難場所から



二次避難場所へのルート、自主防災組織（自治会）で決めなければならないのが、二次避難場所から市指定避難所までのルートです。ルートについては様々な想定をしながら、2～3コースを考えておきましょう。その際に、避けるべきポイントはこのような点です。実際にみんなで歩いてみて確認しておきましょう。

○避難経路で避けるべきポイント

（水害・土砂災害）

崖や土砂が崩れそうな所

落石の恐れがあるところ

普段の雨の時から水の通り道になっているところ

（地震）

道幅の狭い道

古い建物ブロック塀の横

ガラス張りの建物の横

頭上に大きな看板や変電トランスのある所

崖・落石の恐れがあるところ



※通学路は比較的安全な道が多いので経路選定の参考にしましょう

※先入観の少ない子供の目で避難経路を選ぶのも方法です

※どんなグッズが安全な避難を助けてくれるのでしょうか？



いざ災害の時は、混乱の中、皆がどう行動を取って良いかわからず、右往左往のあげく思い思いの行動を取りがちです。

また、集団的避難においては注意しなければならないのは、建物、工作物の倒壊や地割れなどの危険の中、避難者とりわけ高齢者や子供などの災害弱者が、集団を見失ってしまうことです。

○防災委員の服装

地域の防災委員が決まったユニホーム(蛍光色などで目立つウインドブレーカーなどを着ていると他の住民の行動の目印となり、集団行動が取りやすくなります)

また、自治会名を書いた旗やプラカードなどを準備することも同様で、集団的避難中のわかりやすい目印になるだけでなく、避難所における住民の安心を得やすくなるでしょう。(購入には、市補助金が使えます。詳しくは17ページをご覧ください)

(2) 「安否確認」について！

○段階的避難における第一段階

(一次避難場所)において、自治会の班単位などで、逃げ遅れている人がいないかどうか安否確認を行います。



特に、高齢者や障がい者などの災害時避難行動要支援者については、日頃から誰が助けに行くのかという計画を立てていただくことが、災害時の救命率を高めます。

※一次避難場所では班長を中心に皆で手分けして、できるだけ安否確認を行い、逃げ遅れている人がいないか確認してください。

※災害が迫ってきて、時間的余裕がない場合は、誘導の支援者を配置して、高齢者や要支援者から先に二次避難場所以降に逃げてもらいましょう。



☆災害の際には、いろんな方がそれぞれの立場で、困りごと、悩みごとを抱えています。

地域防災においては、女性や小さな子供連れのご家族など、様々な方の視点を取り入れる体制をつくりましょう。

(3) 災害時避難行動要支援者の支援について

○避難行動要支援者とは？

- ① 70歳以上の高齢者
(高齢者のみの世帯の方)
 - ② 要介護3以上の方
 - ③ 身体障がい者手帳1～2級の方
 - ④ 知的障がい者(療養手帳A)の方
- ※その他自力で避難するのに不安のある方



○いざ災害の時は、地域で要支援者の避難のサポートをお願いします！

○自主防災組織などで、日頃から避難行動が困難な方をリストアップしましょう！

○市では、高齢者や視覚障がい者などに電話音声で避難情報をお知らせする登録制の「防災情報電話配信サービス」を行っています。詳しくは市民安全課にお尋ねください。

○災害時の避難支援には、日頃からの地域コミュニティにおける活動の活性化が欠かせません。身近な地域に関心を持ち、互いにくらしやすい地域づくりを進めるため、要支援者の皆さんにも自治会・自主防災組織への参画を促すようお願いします。

「災害時避難行動要支援者名簿」 の活用をお願いします。

現在本市内において、約15,800名(令和3年3月現在)の避難行動要支援者がおられ、このうち平常時から事前に名簿を支援者に配布することに同意された約3,700名分の名簿について、市内の各支援者(警察署、消防署、消防団、民生委員、社会福祉協議会)に配布していますが、災害時に最も力を発揮する支援者は、地域の自治会、自主防災組織です。

市では、個人情報保護に関する協定を締結した自主防災組織にこの名簿をご提供しております。消防団や民生委員など他の支援者とも連携しながら、災害時の要支援者の対策を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

※協定締結中の自主防災組織は、地域での個人情報の保管リスクを少なくするため、必要なときに名簿を請求し、活用後は一旦市へ返還することができます。詳しくは市民安全課まで。

II、災害用備蓄品を購入しましょう

市内外の自主防災組織からは下記のような備蓄品の購入や活動の例を伺っています。皆さんの防災においても検討してみませんか？

(1) 住宅密集地においては---

○住宅地の辻々に消火器を設置して火災に備えています。消火器の購入や詰め替えに市補助金を活用していただいています。

○消火用の小型ポンプや発電機などの購入



(2) 備蓄品の購入

いざという時のための防災備蓄食料や保存水の備蓄

(3) ヘルメットや防災袋の購入

地域の各世帯用への、ヘルメットや防災袋の購入・配布



(4) 防災センターなどへの見学会や先進地域への視察

(5) チェーンソーや工具類など救出機材の購入

(6) 地域の防災委員のユニホーム
自治会名を書いた旗やプラカードなどの購入 (P 9 上段参照)

(7) 簡易トイレや使い捨てトイレ(袋)の購入

(8) 上記で揃えた、資機材や食料品を使って、防災訓練(防災イベント)を行ってみましょう。

※アルファ米など市販の防災備蓄食料の賞味期限は5年程度ですので地域の皆さんで実際に食べてみましょう。

※自治会等での食糧備蓄は必ずしも全世帯分を行う必要はありません。各戸での個人備蓄を推奨しながら、いざ災害時に家屋倒壊等で備蓄を取り出せない方のための予備的備蓄で良いかと存じます。

Ⅲ、防災をきっかけに地域活動の活性化 顔の見える関係づくりを！

自主防災組織を結成されていない自治会を訪問し、多くの自治会では日常の活動すらなかなか活発にならず、ゆえに自主防災組織までは、とてもとても、というお声をよくお聞きしました。

そのような自治会に限って高齢化が進む、本来自主防災組織が必要な自治会のようにございました。

一方、現在、自主防災組織の活動が活発な自治会でお聞きするのは、防災がまちづくりの一助になっているというお話しでございます。このことを踏まえて、私共が考えるのは、困難な面は多いかもしれませんが、地域活動の活性化、お互い顔の見える関係づくりのツールの1つとして防災や防犯を考えていけないかな、ということです。



防災をただ防災だけで考えると、いつ起きるかわからない地震だけに、これに備えるということにどうしても力の入らない方もいらっしゃると思います。

「奈良には地震が起きないから都だったんだ」という方も多くとお聞きします(西暦1854年の伊賀上野地震では奈良県に大きな被害が出ています。)が、防災がきっかけで地域が仲良く暮らし人生を有意義におくるといふ現世的な御利益(ごりやく)があれば、活動の意味合いが変わってくるのではないかと思います。

防災学の先生によると、これからの課題の一つは地域の中学・高校生をいかに防災に取り込んでいくかという点だと言います。これには人員の確保だけでなく、世代交流の楽しみ、若者の地域意識の育成という点もあると思います。

他市の例ですが、ある自主防災組織では、夜間に災害が起きたと想定して「観月会」という名目で夜に避難場所まで集まっていただき、夜食の提供というかたちで炊き出しを行い、お楽しみ会の中に訓練を組み込んでいるというお話を聞きました。

いかに肩肘張らず、地域住民が顔の見える関係づくりをしていくかを考えることから防災活動から始めていただくのも意識を高める方法かもしれません。市もこのような事例を探して、皆様と共に考えたいと存じております。



IV、自主防災組織の登録について

現在、市内315自治会のうち、268の自治会で自主防災組織に登録していただいております。47の自治会が未登録となっております。市内の全ての自治会が登録していただき、住民自ら生命と財産を守るため、市と共に地域を守っていただきますよう重ねてお願いします。

なお、自主防災組織に登録すると、

- ①自主防災組織活動支援事業補助金が受けられます。

自主防災組織に登録すると、年度毎に組織の防災活動に対して補助金が受けられます。補助金は、補助率1/2（初回のみ1/1）で、組織の構成世帯数により上限が決まっています。（17ページ参照）

- ②毎年春に「『自主防災組織』と『消防団』防災のつどい」を開催しています。

「『自主防災組織』と『消防団』防災のつどい」は、毎年5月に開催しており、地域の共助を担う『自主防災組織』と『消防団』とが顔の見える関係をつくるとともに、普段目につきにくい消防団の活動や方向性、また市防災行政の今について、説明して語り合う会合です。

- 自主防災組織の登録手続は、次のページ以降の届出書と防災役員の名簿をご提出いただきます。役員は自治会役員と重複でも結構です。また、規約については独自の規約でも構いません。
※名簿提出は一度だけで以後役員の変更毎に名簿を提出する必要はありません。自治会長が自主防災会長を兼務していない組織のみ、会長の交代時にお届けをお願いしています。

自主防災組織結成届出書

大和郡山市長 様

自治会

自治会長

印

当自治会における自主防災組織を下記のとおり結成しましたので届出をいたします。

記

- | | | |
|-----|---------|------------|
| (1) | 自主防災組織名 | _____自主防災会 |
| (2) | 防災会員名簿 | 別紙のとおり |
| (3) | 自主防災会規約 | 別紙のとおり |

自主防災会規約(例)

(名称)

第1条 この自主防災会の名称は、_____ 自主防災会 (以下「防災会」と略す。) と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、地震などの災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (4) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (5) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当、給食給水に関すること。
- (6) 防災巡視に関すること。
- (7) 防災訓練の実施に関すること。
- (8) 防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第4条 防災会には次の役員を置く。

- (1) 会長 _____ 名
- (2) 副会長 _____ 名
- (3) 班長 _____ 名
- (4) 会計 _____ 名
- (5) 監事 _____ 名

第5条 役員任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

第6条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には応急対策の指揮を執る。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 班長は担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。
- 4 監事は会計を監査する。

(会議)

第7条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定例総会は、年1回 月に開催する。
- 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたときに招集する会長が招集する。
- 4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催できない。
- 5 会長は議長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第8条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を別途作成する。

(会計)

第9条 防災会の運営に関する費用は、会費、その他の収入をもって充てる。

第10条 防災会の会費は、総会の議決を経て充て別途定める。

第11条 防災会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第12条 防災会の会計は、毎年1回監事が監査を行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

2 監事は監査の結果を総会に報告しなければならない

(雑則)

第13条 この規定に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

大和郡山市自主防災組織活動事業費補助金

大和郡山市では、地域住民による自主防災活動の促進を図るため、自主防災組織が行う防災訓練、防災知識の普及、資機材の整備等の防災活動に要する経費について、毎年度1回、補助金を交付します。

【補助対象事業】

○防災訓練

- ・防災訓練

(例)防災訓練に要した費用(食料費は除く。)

○防災知識の普及

- ・防災研修会

(例)講習会参加費等(交通費は除く。)

- ・防災リーダー育成

(例)防災リーダー研修費(交通費は除く。)

○自主防災組織の活動等に必要な資機材等の整備

- ・情報連絡用資機材

(例)メガホン、携帯用ラジオ等

- ・初期消火用資機材

(例)消火用バケツ、ヘルメット
消火器等

- ・救出活動用資機材

(例)防水シート、シャベル、つるはし、ロープ、カケヤ土のう、はしご、ノコギリ、ハンマー、ジャッキ
ボール等

- ・救護用資機材

(例)担架、救急セット、テント、毛布、シート、投光機等

- ・避難用資機材

(例)ライト、メガホン等

- ・給食給水用資機材

(例)鍋、釜、コンロ、給水タンク、ガスボンベ等





- ・ 備蓄用品
(例) 災害時に備えて備蓄する食料・飲料
水等
- ・ その他の資機材
(例) 腕章、リヤカー、備蓄倉庫、その他
市長が必要と認めるもの

【補助金の額】

○大和郡山市防災資機材交付要綱により、既に防災資機材を交付済みの自主防災組織

下記の金額を限度額として補助対象経費の2分の1(1,000円未満切捨)

100世帯未満	: 30,000円
100世帯以上300世帯未満	: 40,000円
300世帯以上	: 50,000円

○大和郡山市防災資機材交付要綱により、防災資機材を未交付の自主防災組織の初回申請時

下記の金額を限度額とした補助対象経費(1,000円未満切捨)

100世帯未満	: 60,000円
100世帯以上300世帯未満	: 80,000円
300世帯以上	100,000円

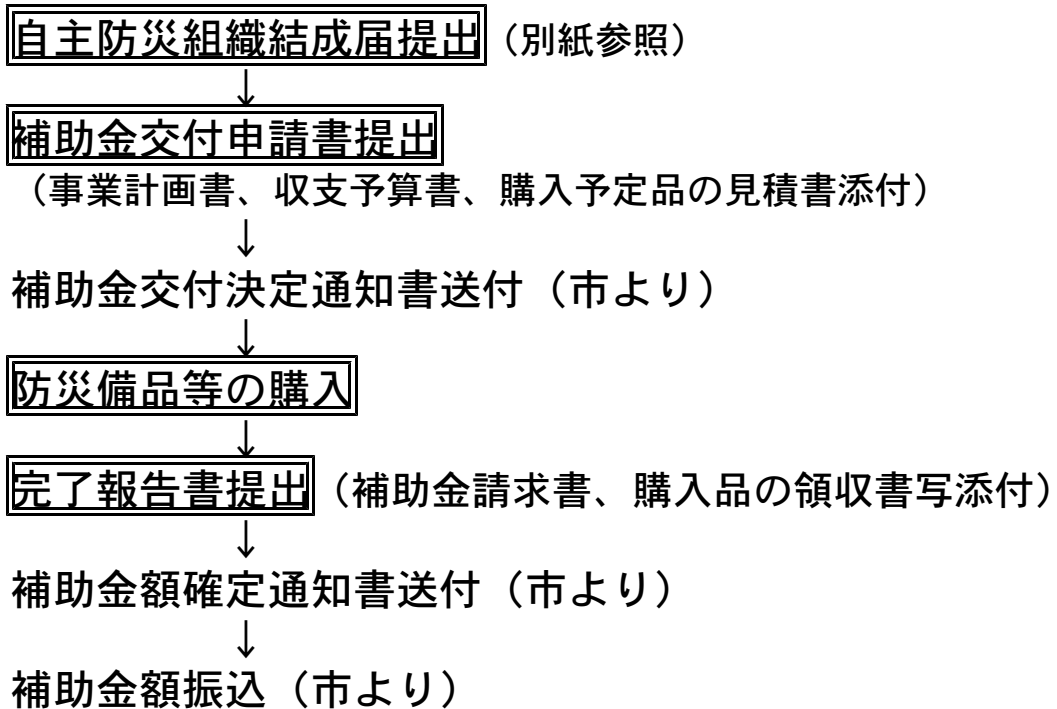
☆初回のみ補助率は、100%です

上記補助金は、自主防災組織結成時の初回申請路のみ

100%補助となっています。

地域の消火器や資機材整備などにご活用ください。

☆補助金受給の手順



様式第1号（第5条関係）

大和郡山市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書

年 月 日

大和郡山市長 様

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名



代表者TEL

年度 大和郡山市自主防災組織活動事業費補助金の交付を受けたいので、大和郡山市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1 自治会名及び世帯

自治会

世帯

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

様式第2号（第5条関係）

年度 事業計画書

自主防災組織名

自主防災組織

項 目	事 業 計 画 の 説 明

備考

- 1 項目欄は、事業や行事名その他補助事業の内容に合わせて記入すること。

様式第3号（第5条関係）

年度 収支予算書

自主防災組織名

自主防災組織

収支予算書

【収入の部】

項 目	金 額
市補助金	円
自主防災組織負担分	円
合計	円

【支出の部】

項 目	金 額
	円
合計	円

様式第9号（第8条関係）

大和郡山市自主防災組織活動事業実績報告書

年 月 日

大和郡山市長 様

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名



代表者TEL

年度 大和郡山市自主防災組織活動事業費補助金について、大和郡山市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第8条により次のとおり報告します。

補助年度	年度
交付決定通知	年 月 日付け通知 大郡 第 号
交付決定額	円
実績の概要 (内容、効果等)	
補助事業の 完了年月日	年 月 日
添付書類	1 領収書その他の支出の事実を証すべき書類の写し 2 その他市長が必要と認める書類

V、市内自主防災組織事例取材集

筒井南市場自主防災会

筒井南市場自主防災会を訪問しました！

地域の役員様で、防災をどう扱ったらいいんだろう？とか、自主防災組織はどんなことをすればいいの？というお悩みを抱えていらっしゃる方は多いと存じます。そこで当ニュースでは「市内自主防災組織巡り」と銘打ち、市内の自主防災組織のお話を聞いて、その内容を伝えてまいります。

その第1弾は、筒井の「南市場自主防災会」。今年の消防出初式における「防災結束セレモニー」で会長の山下さんが自主防災組織を代表して、上田市市長と藪田消防団長との三者で固い握手を交わしたことは記憶に新しいところですが、この防災会、どのような活動をされているのでしょうか？

～設立は平成17年～

筒井の南市場地区は、近鉄と国道25号線の立体交差点を中心に、鉄道と道路を挟んで、北西へ約450mの細長い地域と、筒井駅前も含む南東へ約300m余を占める位置に広がっており、世帯数は約380となっています。

この南市場地区に、自主防災会が誕生したのは平成17年。先代会長の堀本さん（故人）が現会長の山下さんと協力して立ち上げました。

地域の防災拠点として、近鉄線東側で国道25号線の南側の須浜池畔のヒラカワ駐車場の一角を借地して、防災倉庫を2棟所有しており、1つめの倉庫には、ポンプ、チェーンソー、発電機、ジャッキその他工具類を備えており、2つめの倉庫には要支援者避難用リアカー、簡易トイレ、コンロ、ヒーター、ライト、携帯マイク、ゴミ袋、トイレットペーパー、介護用消耗品等が保管されています。

～地震への準備をしたからこそ言える「起きなくて良かった！」

「奈良に大地震は起きない、だから都になったんだ。」って人、今でも多いですよね。南市場でもそんな人が多かったのでは？との問いに、会長は、「もちろん、いましたよ。そういう方には科学的歴史的な事実で説明します。

地震は断層が動いて起こることは誰も知っています。だから、奈良県内で存在の知られている8つの断層とそこに地震が起きた場合の規模と郡山での震度予測を載せた地図をつくって説明しました。」「また、郡山でも液状化現象が起きうる理由を太古、郡山中中部が奈良湖ともいべき湖の底だったからだということを説明しています。」「もちろん、地震は明日起きるものか、それとも50年先なのかはわかりません。でも必ず起きるものなんだ、だから、もし自分の存命中にそれが起きなかったとしても、**地震への準備をしたからこそ『起きなくて良かったね』**といえる体制づくりをしていきたいですね。」

～地域の実情を掴む、地域の施設、企業と連携する

南市場自主防災会では、まず地域を4つのブロックに分けて、各ブロック毎に声や情報を集め、どのようなことで困られる方がいらっしゃるのか、を把握していきました。今は個人情報保護社会ですので、例えば、家族の人数の把握でも、各戸に個人防災袋を配布する機会を捉えて「いくつ要る？」という感じで住民数を把握していきました。また防災会では、全戸に長さ約1mの緑色のたすきを配布しています。災害時、全員避難が済んだお家は必ず玄関にこのたすきを掛けて、安否確認を容易にするためのものです。

また、地域の福祉施設にも助け合いの手をさしのべたり、駅前ホテルとも災害時の宿泊協定を結んだり、いざという時の体制づくりを整えています。

～究極の目的は防災だけじゃない、まちの活性化、繁栄～

筒井駅周辺にも空き家化というか、人口減少の波が押し寄せていると会長は言います。防災会設立時に、山下会長は先代の会長と語り合われたというのが「このまちを安心して住めるようなまちにすることで、人を集めていこう。」ということでした。

しかし、住民の勉強会では、先に述べたような断層、液状化、被害想定という文言が並びます。「そんな情報を出していったら逆に家が売れなくなって人口が減る。」という声もあったそうです。しかし、事実を理解した上で対策を考えるのであれば、本当の安全・安心は築けない、人と人の輪で安全なまちになれば、きっと人は集まってくる、という信念の基、活動を進めてきました。

現に子育て世代の若い家族も、ここなら子供にも地域の目が届いて安心と、引っ越して来られたと聞いています。

防災から始まる地域づくり、一步一步時間のかかる作業ですが、安全・安心から活力生み出す、こんなまちづくりを、あなたのまちでも始めてみませんか？（防災ニュース29. 3月号）

矢田山自治連絡協議会

矢田山自治連絡協議会会長にお話を伺いました！

3月に引き続き、市内自主防災組織巡りといたしまして、今回は、「矢田山町自治連絡協議会」における自主防災組織活動について、代表の磯部会長にお話を伺いました。

～矢田山町全体での活動開始は平成24年～

矢田山町は、矢田丘陵の麓に広がる住宅団地。世帯数は約1000軒で13の自治会に分かれており、自主防災組織についても13自治会毎に運営されています。以前より矢田山町第5自治会、第6東自治会、第7自治会の3自治会が活動していましたが、平成24年に13自治会の連合組織である矢田山町自治連絡協議会において、残りの10自治会においても防災組織を立ち上げて、共同の事務組織も立ち上げようということで、現在のかたちになりました。

結成に当たっては、先進地の木津川市の資料を取り寄せ、参考にしましたが、組織形態については先進地でよく取られている自主防災会を自治会と別の運営にするというのではなく、自治会長＝自主防災会長としました。

～平成25年から始まった防災フェア～

13自治会全てに自主防災会が立ち上がった翌年、平成25年の秋からは、合同の避難訓練を実施しました。避難場所は総合公園グラウンド、そして訓練後、矢田山グラウンドに戻って、引き続き防災フェアを開催という手順でしたが、多くの住民は訓練後そのまま帰宅してしまったそうです。このため、今は、避難場所も矢田山グラウンドとし、集合の後、矢田山グラウンド+ミニ体育館で、防災フェアを行っています。その内容は、車いす操作、新聞でつくる防災スリッパ、防災器具展示実演、耐震家具固定説明、ゴミ袋でつくる防寒防水ポンチョなど、防災会の担当者が各ブースに分かれて参加住民に説明し、実際につくったり操作したりしてもらいます。

～和気あいあいとした雰囲気～

会長曰く「肩肘張った避難訓練でなく、今まで近所の人顔も知らなかった住民が訓練をきっかけにお互いを知るようになり、避難所まで一緒に歩く、たまには隣近所同士ワイワイガヤガヤと歩く機会があっても良いのではないかと思います」「普段口も聞かない人同士が朝地震が起きて、その夜から仲良く共同生活できるでしょうか？皆面倒くさくても月に1回公園の掃除をして、年1回『防災フェア』で集まって、そんな時の会話から、顔の見える関係が始まればそれで良いと思います。」とのこと。

実は、私（筆者）も昨年11月6日の防災フェアを見せていただいたのですが、まず印象に残ったのは説明する側と聞く住民との会話が気さくで実に親しげなことでした。これは町での居住年数もあるのかもしれませんが、この関係はいざという時にきっと役に立つのではないかと感じました。

～防災備品は普段も貸し出ししています～

防災会では、車いすや防災倉庫、器具・工具などの備品も揃えているのですが、この備品類、普段から住民の方は使用して良いそうです。「うちの庭木の枝切りをしたい」等の個人的な使用が動作確認となり、宝の持ち腐れになるのを防いでいます。あるときは、高齢者が道で転んで歩けないときに近所の住民が備品の車いすを借りてきて難をしのいだ、というエピソードもあったようです。

～防災は壮大なマンネリで良い！～

会長は「防災は壮大なマンネリで良い。必ずしも新しい企画を出さなくても『続けるだけで価値がある』」と言われます。矢田山町の場合、自治会長＝自主防災会長で自治会長の任期は原則1年なので大半は防災は初めての経験です。無理にレベルを上げようとしてもなかなか難しいようです。

フェアの参加人数は、平成28年で160名、筆者は「たくさん来られているなあ。」と感じましたが、会長は、1000世帯の地域としては決して多くない人数だと感じている一方で、なによりも継続することが大切だと、次のように話されました。

「1年間防災役員をした人は仮にその後のフェアなどイベントに参加しなくてもいざという時きっと思い出してくれる。一般の住民も何年かに一度でも参加してくれればいい。また、フェアに参加していない住民の多くも、フェアがなくなっても良いとは思っていないと思う。町の中で防災活動が続いている安心感を享受していると思う。そして防災活動を続けている限り、いざという時には、町の各所にリーダーが現れてくれると思いますよ。」

編集後記

矢田山町といい、先月掲載の筒井南市場といい、防災が防災だけに終わるのではなく、地域づくりに寄与している。（地域づくりが防災に寄与している、かな？）ように感じました。（防災ニュース29. 4月号）

小林住宅自主防災会

小林住宅自主防災会会長にお話を伺いました！

今月は、片桐地区で活動中の防災会である小林住宅自主防災会の村山代表にお話を伺いました。

～活動のきっかけは平成12年の火事～

小林住宅自主防災会の母体である小林住宅連合自治会は、本市中央部に位置し、小林町と北西町にまたがる、世帯数約600戸の自治会で、自治会は6部に分かれています。防災会は一体で運営しています。

役員は代表、副代表、書記、広報の6名で、加えて1～6部の各自治会それぞれ2名ずつ防災委員を選任して活動しています。

同自主防災会の活動元年は、平成12年5月とのこと。その端緒となったのは、同年4月に自治会内で発生した火災でした。この火災は全焼4戸、半焼や一部損壊等を含めると14戸に影響する大きなもので、比較的建物が密集しているこの地域において火災の脅威の凄まじさが認識され、このことがきっかけで、住民が防火防災について考え、1～6部の自治会がバラバラではなく、連合として対策に当たっていくことになりました。

～実際に即した防災規定・マニュアル～

通常の自主防災会の防災規定といえば、会社の定款のようなもので、会の名称、構成員、目的、組織、事業、役員を選任等々事務的なものが大半です。

しかし、小林住宅自主防災会の設立当時の防災規定は、先述の火災をきっかけに設立された防災会ゆえか、「火事を発見した人は大声で周囲の人に知らせる----」「----住民は直ちに協力して消火、人命救助などの初期活動を行う----」等の文言が並ぶ実際的なものでした。なお、平成28年に規定は改定されたとのことですが、防災活動マニュアルを別途作成することで、より充実した内容となっています。マニュアルには、地域の対策本部設置から担当チームの設置（情報伝達、安全点検、消火、救出・救助、衛生・救護、避難誘導）とその行動まで規定されています。

～様々な活動と高い訓練参加率～

しかし、全ての活動が順調に進んできたとは言えません。火災がきっかけで設立した防災会だけに地域内に55本の消火器を配置しているのですが、平成21年、22年と2年連続、盗難やいたずらに遭ったこともあり、その後2ヶ月毎の定期点検が始まりました。平成20年には、防災事業の継続性の確保のため従来自治会役員との兼務であった防災委員の専任化を目指すも、2年で元の兼務に戻ったこともありました。

現在の体制は、平成26年防災専門委員会を立ち上げてから始まりました。そして同年11月に実施した避難及び消火訓練の参加者は、290戸400人、また、翌平成27年7月のシェークアウト訓練には255戸といずれも全戸の半分近い世帯からの参加があり、最終避難場所の小林住宅の東グラウンドはたくさんの住民で埋まったとのことでした。また、避難の際は必ず電気のブレーカーを落とす、全員避難した家屋の玄関にはタオルを掛ける。3箇所ある1次集合場所で安否確認の点呼を行うといった基本動作を住民に周知徹底する他、訓練毎に課題を設けて、いざという時のため、より安全な体制づくりに努めているとのことでした。

更に平成27年10月には消火器取り扱い及び怪我人搬送訓練も6回開催し、合計241名が参加するなど、訓練に対する住民の意識は高くなっています。他には、いざ災害に備えた独自の救出用住民名簿の作成や年4回の住民意識啓発のために防災ニュースの回覧も行っています。

～空家の独自調査も実施～

空家の調査と言えば、平成28年消防団による全市調査を思い浮かべる方が多いと思いますが、小林住宅自主防災会では、これに遡ること2年前の平成26年に独自の空家調査を行ったとお聞きし、私共も驚きました。調査を実施した理由はやはり防火。空家やその敷地内において子供たちが火遊びを行うなどのリスクに備え、まずはどこが空家なのかを調査したとのことなのです。その結果70戸の空家を認識することができ、パトロール台帳を作成するなど調査結果を活かしているとのことでした。

～体制の継続が課題～

代表の村山さんは、県の防災リーダー研修に参加して防災士証を取得、市内の防災士で結成した「チーム防災」にも所属しておられます。村山さん曰く、今からがスタートであり住民の意識づくりに努めたいと言われます。ただ心配なのは後継者づくり、現役を退職して時間にゆとりのある60代の方からたくさんの参加があればありがたいとのことでした。

編集後記

平成12年の火災、消防署によると本市における近年の火災の中では、相当大きな規模だったようです。それがきっかけの防災活動、災いを乗り越え、安全安心のまちづくりができるよう今後も期待したいです。

(防災ニュース29. 5月号)

城ヶ丘自主防災会

城ヶ丘自主防災会会長にお話を伺いました！

今月は、矢田地区で活動中の城ヶ丘自主防災会の眞方会長及び副田様にお話を伺いました。

～平成29年出初式場におそろいのウインドブレーカーでご出席！～

城ヶ丘自主防災会の母体である城ヶ丘自治会は、本市北部の丘陵地で郡山の中心地から西に約2 kmに位置する、世帯数300戸余、人口約880人の住宅街です。

城ヶ丘自主防災会と言えば、出初式が印象的でした。今年は初めて出初式に市内自主防災組織の皆さんをご招待したのですが、おそろいのオレンジのウインドブレーカーにヘルメットを着用し意気揚々として団結力を感じさせる10名余の集団が登場！それが城ヶ丘自主防災会のメンバーでした。

～災害想定を地震に絞り平成18年から活動開始！～

城ヶ丘では、従来自治会の下で子供会と城友会（高齢者）と住宅問題（地区計画）委員会が活動していました。そんな中、災害時に被災者を出さないための近隣同士で助け合いのできる楽しい地域づくりにも取り組んでいこうという気運が高まり、やるなら年ごとに替わる役員でなく継続的に続けられるメンバーでということで、平成18年に7名が他の防災先進地区を見学するなど研究を開始し、平成20年正式に自主防災会が発足しました。なお、想定災害については「城ヶ丘は丘陵地であり、近くを流れる富雄川とは高低差があり、大きな水害は考えにくいし、火事は怖いものの町並みにゆとりがあるので延焼による大きな火事も可能性が低い」ということで地震を中心に検討を進めてこられました。当初は、おなじみの「奈良は都だったのだから大地震は起きない」という理論の方もおられて、活動はなかなか盛り上がりませんでした。

～「防災は一步ずつ」の信念で活動を続ける～

この空気を変えたのが、平成24年に応募した「赤い羽根共同募金防災活動支援事業」の採択でした。これは支援事業から30万円の補助を得て、住宅内の公園に防災倉庫を建てようというものでしたが、これに思いもかけない障害が立ちはだかります。ユニット式倉庫を建てるにも建築確認に加え、開発申請まで必要だということなのです。申請には専門知識が必要でその委託には費用がかかります。更に建築敷地である2000㎡の公園の図面など測量してつくとそれだけで大きな金額になってしまいます。そんな中、地元では既存の図面で使えるものを探し申請自体のコストをできるだけ抑える

だけでなく、建物の基礎建築を住民の手づくりで進めようという動きが始まりました。知り合いの業者さんに鉄筋の加工だけ依頼して、現場では住民が自ら汗を流す。このことで住民の意識は盛り上がり、防災への理解も高まったそうです。

～要支援者対策も個人毎に決定し意識づけ！～

災害時の要支援者対策については、毎年8～9月に班毎に各戸調査を行い、その中で災害時の支援を求められた方（要支援者）については、改めて自主防災会でこれら要支援者と支援する側の方々の双方を戸別訪問し、相互の了承のもとで個人毎に支援体制を決めています。更に、助ける人、助けられる人双方に、それぞれの氏名を記入したA4のカードを配布して、日常からの意識づけを心がけており、このことで災害時の支援体制が普段から顔の見える体制となるわけです。

～備蓄食料・避難所運営は自主が原則！～

城ヶ丘では、各戸毎の食料、飲料備蓄についても啓発していますが、普段食べない食料品や飲料水を押入れの奥に保存しておくのではなく、例えば、インスタントラーメンの買い置きを常に多めにしておいて、早めに買い足すことで実質的な家庭内備蓄を持つなど、実生活に即した防災を推奨しています。また「災害時に避難所に行けば行政が何とかしてくれる」というのは誤解で、避難所は自主運営が原則ということで、毎年自治会役員、班長さんに避難所運営の勉強会をお願いしているとのことでした。

～地道に続けられる防災啓発活動～

また、毎年7月に消防署を呼んで心肺蘇生訓練や防災講習会を開催し、毎回数十人が参加されています。更に、秋には地元対策本部を設置し、避難や傷病者救護・炊きだしなどテーマを決めた訓練を行っており、参加者は毎回200人を越えています。加えて毎月の自治会ニュースと一緒に防災ニュースも回覧しているとのことで、毎号交代で自主防災会役員が防災知識の啓発記事を編集発行し続けておられます。住民の結束力と地道な努力、これらが今後も城ヶ丘の防災事業を支えていくのではと感じました。

編集後記

地元の防災意識を盛り上げた防災倉庫の建築、実は市役所へも、何とか開発手続の省略など特段措置できないかと相談や要望をしておられたそうですが、法定案件とはいえ、お力になれなかった部分も多かったと聞きます。申し訳ないことです。防災でご苦労いただいている市民の皆様にはお世話をおかけしますが何とぞよろしくお願ひします。

(防災ニュース29. 7月号)

杉町自主防災会

杉町自主防災会会長にお話を伺いました！

今月は、筒井地区で活動中の杉町自主防災会の古谷会長及び巳之上副会長森事務局長にお話を伺いました。

～おまつりの延長が防災、地域が仲良くなるとこそ防災も進む！～

杉町は、市の中央部、近鉄郡山駅と筒井駅の間で佐保川右岸流域の田園地帯に位置しており、世帯数100戸余、人口約300人の集落です。

杉町自治会が防災活動を進展させるきっかけになったのは、自治会長自身が防災活動の活性化を長年の懸案事項としていたこと、そんな中で東日本大震災を初めとして日本各地で起こる地震や洪水による大災害の報道に接し、改めて、「いずれ我が身」の感と捉えたことからでした。ところが、従来、筒井地区での災害といえば水害。はるか昔は杉町の集落も佐保川の畔にあったことから、水には注意を払ってきたのですが、地震まで想定するとなると、なかなか理解を得られなかったという経過があったそうです。しかし集落内にも賛同者が増え、防災スタッフにも恵まれたことから活動が活発となってきました。

杉町の自主防災活動で特筆すべきなのは、防災訓練への住民の参加率です。

第1回（平成21年）82世帯89名（世帯参加率約70%）

第2回（平成23年）61世帯80名（世帯参加率約50%）

第3回（平成24年）51世帯69名（世帯参加率約45%）

第4回（平成26年）66世帯80名（世帯参加率約57%）

第5回（平成28年）64世帯92名（世帯参加率約55%）

地域の防災訓練世帯参加率といえば、1～2割というところも多いなかで、概ね50～70%の参加率には地域の結束力や関心の高さを感じます。これには、8つある班の班長さんが個別に声をかけて参加を促す地道な努力も見逃せません。

杉町は昔から代々の住民は約20軒で、8割以上の住民がここ数十年の間に移り住んできた人たちです。しかし、地域の行事では新興住民にも積極的に参加を呼びかけています。自治会主催のおまつりは、正月と夏、秋の3回で、班を編成してつくった5つのグループで順番に開催事務を担当しています。このような活動の延長線に防災があるということなのです。防災訓練の内容は避難訓練や避難所設営、炊きだしであり、安い予算でたくさんの住民がコミュニケーションを取ることができるものです。おまつりから防災へ、そして防災から地域コミュニティーの進展という好循環になっています。

～防災の拠点づくりに住民が尽力！～

杉町の地域防災の拠点は神社境内の集会所です。ここを中心に自治会長、副会長、事務局と防災委員17名の組織で防災活動を行っており、うち4名は救命救急士講習を受講しています。また集会所建設に当たっては広く地域住民からも寄付が寄せられました。また、宝くじの社会貢献事業であるコミュニティ助成事業を活用し、発電機、チェンソー、ポンプ、投光器、テント、車イス、ポータブルトイレ、救急薬品、工具類などの防災用品を購入し、備えてきました。防災訓練ももちろん、この集会所を中心に行われています。

～世帯単位が基本の安否確認！～

避難の際の安否確認は班毎に行います。班長が一次避難所に集まってきた住民に対して、各世帯単位にその報告を受け、誰も来ていない世帯については家まで確認に行くこととなっています。

また、要支援者対策についても、単に年齢の輪切りで判断するのではなく、普段から各班が行っている地域の一人暮らし高齢者などへの見守り活動や、昔ながらの、「向こう三軒両隣」の絆による情報により把握した、本人の体力や疾病、家族の状況などに合わせて、災害時の支援をどうするか、助けに行くなら誰が行くかを決めるなど、行政の名簿ではなかなかできない細かい配慮を行うことができるということなのです。

～この灯を絶やさずに続けていきたい！～

防災活動を進めている中で悩みはないですか？との質問に、今のところ特にはないなあ、ただ最近も若い世代が転入してくてくれるものの、総じて集落の平均年齢が上がってきているのは心配です。今後は定年を過ぎて時間に余裕のできた世代の中から後継者を見つけて育てていかねばならない想いは持っていますとのことでした。

また、防災訓練も少しずつ課題を増やしてきているが、従前の、シナリオに沿ったかたちのものから、そろそろ本番に即した、それぞれの班が臨機応変に考えて行動する訓練や予告無しの訓練などを考える時期が来ているように思いますし、マンネリを打破する必要があるというお話しでした。

編集後記

今回の取材日は台風21号が通過し、市役所に泊まり込んだ翌朝で、1時間の睡眠でしたが、事前の約束でしたので会長宅に出向き、2時間ほどお話を伺いました。ところが後で聞くと取材を受けていただいた3人の役員さんも佐保川の増水による樋門の番で昨夜1時間しか寝てなかったとのこと。私どもへのお気遣いで取材させていただいたのでした。役員の皆さん、お疲れのところありがとうございました。

(防災ニュース29. 11月号)

北市場自主防災会

北市場自主防災会会長にお話を伺いました！

今月は筒井地区の北市場自主防災会の林会長にお話を伺いました。

～12月3日の防災訓練に77名が参加！～

筒井の北市場地区は、近鉄筒井駅の北側、近鉄橿原線をはさんで、東に250m、西に500mと東西に広がる世帯数320戸余の住宅地域です。

昨年12月3日には、地区内の市有地で地域の防災訓練が実施されました。午前9時30分に地震が発生したという想定で、各班毎に決められた避難計画に基づいて、集団的段階的避難で会場に集合した住民は77名。当日は幸いお天気にも恵まれ、役員の挨拶に引き続き、消防署職員による救命訓練（心肺蘇生法）など行われた後、炊き出しの豚汁で和やかなひとときを過ごしました。参加住民の中でオレンジのウインドブレーカーを着用しているのは防災委員の皆さんで住民の計画的な避難に携わりました、防災委員は班毎に2名ずつ合計16名、任期は1年間とのことです。

さて、この地区には、既に昭和53年から自主防災組織が設立されていましたが、現在に繋がる防災活動が始まったのは、今から約10年ほど前、現会長や地区の防災士などが、同地区の自主防災組織を実際の災害においても役に立つ活動ができる組織につくっていかうと、避難計画の策定や訓練の実施などに着手して現在に至っています。

～避難計画をリニューアル、班毎に「安心(電話)網」を構築！～

北市場地区で初めて避難計画を策定したのは、8年前のことでした。その内容は、各班毎にいざ災害の時、自宅からまずどこに集まるのか（1次避難所）そして、できるだけ安全と思われる経路を指定して、2次避難所から市指定避難所までの流れをつくって防災役員に周知しました。その後、年月の経過に伴い、当初、1次避難所に指定していた空き地に家が建つなど、状況が変化してきたため、去年、計画の改定を行いました。改定に当たっては、各班毎の住民が実際に現場を歩いて、災害時を想像しながら検討しました。

また、以前は防災役員のみに周知していた避難計画を、今回は全世帯に配布しました。更に、各班毎に『安心網』という電話連絡網をつくって、台風などの際に、逃げた方が良いのか？等の情報提供を、会長→班長→各戸とできるようにしました。

～防災知識の啓発にも努力！～

北市場では、毎月25日の会合毎に防災情報を共有化し、住民に継続的な情報提供しています。最近では昨年10月の台風21号に絡め、避難勧告等

がどのレベルで発令されるか、などが取り上げられました。また、年に一度防災研修会を開催、第1回は阪神淡路大震災の震源、野島断層を実際に見に行くなど、住民が災害の知識に興味を持って掘り下げていくための工夫を行っており、毎回40～50名の参加があるとのことでした。数年前には、郡山南中学校の体育館において、筒井幼稚園と共同で避難所体験を実施したこともあったそうで、その際はマンホールトイレ体験、お餅つき等のイベントも併せて行い、園児の楽しそうな声も相まって盛り上がったということです。これらイベント開催の予算は、自治会からの補助金で賄われており、防災研修会については自己負担も交えて運営されています。

～住民に語りかけ続けることが大事！～

北市場の地域の持ち味は何でしょうかと？と会長に問いかけると、10年間の活動の中で住民が協力的だったことが継続できた原因だということでした。もちろん防災に関心のない人はまだまだたくさんいますし、避難行動要支援者を誰がどのように助けに行くのかを決めることもなかなか難しいと言われます。でも、住民に対して『あきらめず語りかけていくこと』が大事だとのこと！また、防災活動が近所づきあいの希薄化を克服するチャンスであり、炊きだしなどの「楽しみ」も交えながら、住民相互の顔の見える地域づくりを目指したいとのことでした。

(防災ニュース30. 1月号)